

杉並区会計年度任用職員(一般)【消費生活相談員】 募集案内

令和8年1月1日
杉並区

【1】採用区分及び応募資格等

(1)採用区分等

採用区分	勤務様	採用予定数	勤務場所	
会計年度任用職員 (一般)	消費生活相談員	月16日(※1) / 1日7時間45分 (※2)	若干名	杉並区立消費者センター (杉並区天沼3-19-16)

※1 月16日勤務(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

※2 午前8時30分から午後5時15分まで(実働1日7時間45分)

(2)仕事内容

消費生活に関する相談及びセンター付随業務(パソコン業務あり)

(3)任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※条件付採用期間(試用期間)1か月

※公募によらない再度の任用制度あり

(4)応募資格

①又は②いずれかの資格を有する方

①消費生活相談員資格(国家資格)を有する方

②次のアからウまでのうちいずれかの消費生活に関する資格を有する方

ア 消費生活専門相談員(独立行政法人国民生活センター)

イ 消費生活アドバイザー(一般財団法人日本産業協会)

ウ 消費生活コンサルタント(一般財団法人日本消費者協会)

※地方公務員法第16条(以下参照)の各号のいずれかに該当する方は、応募できません。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者
- ※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)は受験できません。

【2】 申込方法

所定の申込書（杉並区会計年度任用職員（一般）【消費生活相談員】採用選考申込書）に必要事項を記入し、応募資格を確認できるもの（写し）を添えて、次により申し込んでください。

申込書は、杉並区ホームページからダウンロードすることもできます。

申込方法	申込期限	送付先・申込場所
郵送 または 持参	<u>令和8年1月16日（金）まで（必着）</u> (持参の場合は、土曜、日曜、祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで)	〒167-0032 杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並3階 杉並区立消費者センター

- ※ 郵送で申し込む場合には、封筒の表面に「会計年度任用職員（一般）【消費生活相談員】採用選考申込書在中」と赤字で明記し、必ず簡易書留により郵送してください。簡易書留によらないものの事故については、一切の責任を負いません。
- ※ 応募書類は返却いたしません。収集した個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄します。

【3】 第一次選考

方法	書類選考	所定の申込書により書類選考を行います。 ※ 申込書は今回の選考にのみ利用し、その他の目的には利用いたしません。
合格発表	合否にかかわらず、応募書類を受理した方へ令和8年2月13日（金）までに結果通知を郵送します。	

【4】 第二次選考

日時・場所 (予定)	日時：令和8年2月中旬 (日時等の詳細は第一次選考合格通知にてお知らせします。) 場所：杉並区立消費者センター（ウェルファーム杉並3階）	
方法	面接	会計年度任用職員として必要な基礎的知識等について個別面接を行います。
合格発表	令和8年2月下旬予定（詳細は、第二次選考当日にご説明します。）	

【5】 報酬・手当

月額 260,064円（令和7年12月1日現在）（地域手当に相当する報酬を含みます）

- ※1 再度任用された場合、経験加算（昇給）があります。また、特別区人事委員会勧告に基づく給与改定があった場合、報酬額が増減することがあります。
- ※2 通勤費を支給します。（上限1か月55,000円まで）
- ※3 採用前に報酬改定等があった場合はそれによります。
- ※4 期末手当・勤勉手当を支給します。

【6】 勤務条件・休暇

- ◇ 勤務日は原則として月曜日から金曜日までの間で、月16日勤務です。
- ◇ 勤務時間は原則として午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分勤務です。(休憩時間は別途60分)
- ◇ 公務のため必要がある場合は所定の勤務時間を超えた勤務（超過勤務）となることがあります。
- ◇ 年次有給休暇は、年13日付与されます。
- ◇ 慶弔休暇、夏季休暇、子育て支援や介護に関する休暇などの制度があります。

【7】 社会保険・福利厚生

- ◇ 社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険に加入します。
なお、健康保険は東京都職員共済組合のものになります。
- ◇ 年1回、一般的な健康診断が受けられます。
- ◇ 労働災害補償又は公務災害補償の対象となります。
- ◇ 杉並区職員互助会に加入することができます。

【8】 服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

【9】 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、令和2年度から新たに創設された地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員です。

【10】 申込み・問合せ先

杉並区立消費者センター

〒167-0032

東京都杉並区天沼3-19-16 ウエルファーム杉並3階

TEL: 03-3398-3141

杉並区役所ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp>